

第39号議案

支払督促の申立てに係る訴えの提起について

下記のとおり差押債権に係る支払督促の申立てについて督促異議の申立てにより名古屋地方裁判所豊橋支部に訴えの提起があったものとみなされたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月6日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

記

1 相手方の所在地及び名称

A horizontal sequence of 20 empty circles, followed by a short gap, and then a horizontal sequence of 5 empty circles.

2 差押債權額

1, 404, 251 円

3 請求の趣旨

相手方に対し、滞納処分による差押債権及び訴訟費用の支払を求めるものである。

4 事件の概要

市税等の滞納者に対する滞納処分として、当該滞納者が相手方に対し有する給与債権の差押えを行い、相手方にその支払を求めたが、相手方から支払がなかった。

そのため、令和2年1月30日に豊橋簡易裁判所へ支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時点に遡って訴えの提起があったものとみなされたものである。

5 授權事項等

市は、必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 和解
- (2) 本件訴訟の取下げ
- (3) 上訴又はその取下げ
- (4) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為